

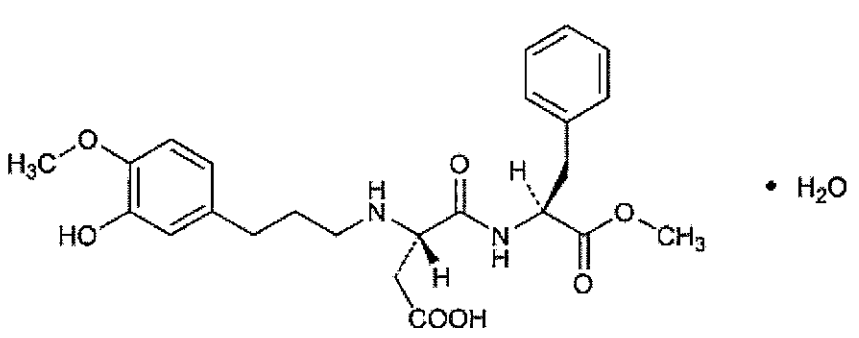
「アドバンテーム」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

食品添加物の新規指定要請の手続き等については、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あてに要請書を提出することとされている。

今般、「アドバンテーム」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定について事業者より要請書が提出されたことから、食品添加物の指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 「アドバンテーム」について

用途	甘味料
使用基準（案）	使用基準を設定しない。
海外における使用状況	米国では、フレーバーエンハンサー用途で FEMA-GRAS 物質として認められている。一方、食品添加物としては、2009 年に米国医薬品食品局（FDA）に申請され、現在、FDA において評価中である。 欧州連合では、2010年に欧州委員会に申請され、現在、欧州食品安全機関（EFSA）において評価中である。 オーストラリア、ニュージーランドでは、2011年に使用が認められている。
成分概要	本品は、既存の甘味料であるアスパルテームと 3-ヒドロキシ-4-メトキシフェニルプロピオンアルデヒドとの還元アルキル化反応により合成されるジペプチドメチルエステル誘導体であり、使用する食品の種類や配合組成によって異なるが、砂糖の約 14000～48000 倍の甘味度を持つ成分である。
構造式	 【名称】 アドバンテーム 【CAS 番号】 714229-20-6

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「アドバンテーム」について、食品添加物としての規格基準の改正について検討する。